

違約金規定

1. 入社後の早期退職に関する返戻金制度

当社の紹介により求人者が採用した求職者が入社後、一定期間内に求職者本人の責により解雇に該当した場合、または求職者本人の都合により退職した場合（ただし、求人者の責により退職、解雇もしくは求職者の死亡など不測の事態による退職は除く）、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還するものとする。

- 。 入社後 1 ヶ月以内の退職：紹介手数料の 80%
- 。 入社後 3 ヶ月以内の退職：紹介手数料の 50%

ただし、返戻金制度は有料職業紹介基本形契約書により別の定めをする場合があります。

2. 直接採用（中抜き）に関する違約金規定

求人者は、当社が紹介した求職者について、当社を通さずに直接雇用した場合、雇用形態の如何を問わず、当社に対して紹介手数料の 100%に相当する額を違約金として支払うものとします。

3. 候補者の内定辞退に関する違約金規定

求人者が正当な理由なく、当該採用内定を取り消した場合は、求人者は当社に対し、紹介手数料の 100%に相当する額を支払うものとします。